京都市環境政策局適正処理施設部
施　設　管　理　課
（担当：松浦、杉）
（電話：075-222-3964）

（単価契約）低濃度 PCB 廃棄物処分業務委託　仕様書

1　業務内容

本業務は、京都市（以下「本市」という。）が指定する収集運搬業者が搬入する低濃度 PCB 廃棄物（本市環境政策局が管理する施設（橋りょう）から排出された塗膜くず等。）を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令に従い、適正に無害化処理し、処分するものである。

2　契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

3　低濃度 PCB 廃棄物の種類・予定数量

本業務の低濃度 PCB 廃棄物の種類・予定数量は以下のとおりとする。ただし、工事状況により予定数量が大きく変化しうるため、本市は予定数量を保証しない。

種類	廃棄物の予定数量	含有量試験結果			備考
		PCB (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	六価クロム (mg/kg)	
塗膜くず等	7,300kg	8.4	170,000	1,400	防護服やシートを含む。 ペール缶に入れて搬入 ペール缶は受注者が無償で支給

4　履行場所（低濃度 PCB 廃棄物の保管場所）

保管場所は、下記に示す場所とする。

名　称：京都市西部圧縮梱包施設　進入道路橋補修工事（戻り大橋他２橋）資材置き場

所在地：京都市西京区大枝沓掛町地内（京都市西部圧縮梱包施設内）

5　収集運搬業者との調整

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設への搬入は、本市が指定する収集運搬業者が行うものとする。収集運搬業務は、本業務の契約締結後に別途発注し契約するが、廃棄物の搬入工程については、収集運搬業務の受注者と調整を図ることとする。

6　業務受注者の資格

以下の要件をすべて満たしていること。

(1)　本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。（事業所の所在地及び規模は問わない。）

(2) 廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 の第 1 項に基づく低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定又は都道府県知事若しくは政令市の長による許可を受けていること。

7　資格条件等の確認

受注者は、契約時に前項 6 (2)の認定証または許可証の写しを施設管理課に提出し、資格条件等の確認を受けること。

8　報告・提出書類

低濃度 PCB 廃棄物の処分業務が終了した後、直ちに処分量等を記載した履行報告書（別紙 1）及び計量証明書の写しを提出するとともに、マニフェストD票、E票の提出又は、電子マニフェストの処分終了報告を行うこと。

なお、これらの報告は必ず契約期間内に行うこと。

9　支払方法

支払いは、履行報告書に記載の処分量に契約単価を乗じた額を、本市の指定する方法により請求すること。なお、処分量は、無害化処理施設における計量証明書等（トラックスケールの実測値等）に基づく重量とする。また、処分量にはドラム缶等の容器重量並びに防護服及びシート等の重量を含むものとする。

本市は、委託業務等の終了の後、受注者からの適法な支払請求書を受理したときから30日以内に請求金額を支払う。

10　再委託の禁止

受注者は、本業務の低濃度 PCB 廃棄物の処分を第三者に再委託してはならない。ただし、本市の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

11　権利・義務の譲渡の禁止

受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

12　守秘義務

受注者は、本業務の履行に伴い知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

13 その他

(1) 本業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法その他関係法令を遵守すること。

(2) 委託する廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度について、速やかに書面をもって通知すること。

(3) その他、契約書及び本仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた場合については、本市と受注者で協議のうえ決定する。

別紙１

履行報告書

（あて先）
京 都 市 長 様

下記の委託について、低濃度PCB廃棄物の処分が完了したので報告します。

１．委　託　名　：

２．廃棄物受入日　：　　年　　月　　日

３．最終処分終了日　：　　年　　月　　日

４．処　分　量　：　　kg

年　　月　　日

受　注　者　　住 所
商号又は名称
代表者名

履行確認印	